

# 諸外国の状況： EUデータ関連法制

2024年3月1日

生貝直人 博士（社会情報学）  
一橋大学大学院法学研究科教授

# GDPRとePrivacy指令

- GDPR（2016年採択、2018年適用開始）
  - ID全般の個人データとしての位置付け
  - 同意と情報提供
    - 明確・平易・アクセス容易性とデフォルトチェック（CNIL2019年等）
    - トラッキングウォール（EDPB2020年等）
  - データ管理者の義務：DPIA、データ保護オフィサー等
  - データ主体の権利：プロファイリング、データポータビリティ等
- ePrivacy指令（2002年採択、2009年改正）
  - 5条3項：端末への情報保存・保存情報アクセスのオプトイン
  - 2023年初頭からフランスCNILによる活発な執行（Google、Apple、Microsoft、TikTok等）

# デジタルサービス法（2022年採択）

- EUのプロバイダ責任を規定してきた電子商取引（2000年）を元に、違法・有害情報に対するプラットフォームの責任・責務や透明性のあり方を全面的にアップデート
- 媒介サービス一般やオンラインプラットフォーム（OP）一般に適用されるコンテンツモデレーションや個人データ関連規律の他、EU域内で月間アクティブ利用者4,500万人以上を有する「超大規模オンラインプラットフォーム（very large online platform、VLOP）」+「超大規模オンライン検索エンジン（very large online search engine、VLOSE）」事業者システミックリスクの評価・軽減義務を課す
  - 2023年4月25日に17のVLOPと2のVLOSEが指定
  - VLOP・VLOSE条項は2023年8月から適用開始、2024年2月全面適用開始
- デジタルサービス法の要点
  - ①コンテンツモデレーション（省略）
  - ②個人データ保護
  - ③VLOP/VLOSEのシステミックリスク対応

# デジタルサービス法：個人データ保護

- PF上のターゲティング広告のパラメータ等の明示（OP~VLOP段階、26条他）
- レコメンダーシステムのパラメータ明示とユーザーによる修正可能性（VLOPはプロファイリングに基づかない選択肢の提供を含む）（OP~VLOP、27条他）
- GDPR特別カテゴリー個人データのプロファイリング広告利用禁止（OP、26条3項）
- 青少年保護義務と未成年個人データのプロファイリング広告利用禁止（OP、28条）
  - 28条1項：「未成年者がアクセスできるオンラインプラットフォームのプロバイダは、そのサービスにおいて、未成年者の高いレベルのプライバシー、安全、およびセキュリティを確保するために、適切かつ相応の手段を講じるものとする。」→欧州委員会によるガイダンス発行
- ※ダークパターンの禁止（OP、25条）：「サービス受領者を欺いたり操作したりするような方法で、又はその他の方法でサービス受領者が自由かつ情報に基づく決定を行う能力を実質的に歪めたり損なったりする方法で、オンライン・インターフェースを設計、組織、運用しないこと」

# デジタルサービス法： VLOP/VLOSEのシステムミックリスク対応

- 域内で4,500万人以上が利用する超巨大プラットフォーム・検索エンジン提供者は、自らのサービスがもたらしうる違法コンテンツ流布、**基本権（特に人間の尊厳、プライバシー、個人データ保護、表現・情報の自由、非差別、児童の権利、消費者保護）、市民言説と選挙、ジェンダー暴力・公衆衛生・青少年保護等への影響等**の「**システムミック・リスク**」を自ら**特定・分析・評価し（34条）、合理的・比例的・効果的な緩和措置を採る義務（35条）**
- 欧州委員会は、これらの評価と緩和措置の具体化のために、関係ステイクホルダーを招請して行動規範（codes of conduct）を策定（45条）
  - 既に偽情報行動規範が策定、複数PFにより署名済み
- 超巨大プラットフォーム・検索エンジンは、34条・35条の義務及び行動規範の遵守について年1回以上の独立監査を受ける義務（37条）
  - その他、評価・緩和措置検証のための外部研究者データアクセス提供義務（40条）

# デジタル市場法（2022年採択）

Regulation on contestable and fair markets in the digital sector (Digital Markets Act)

- ①EEA過去3年間の年間売上高が65億ユーロ以上あるいは前年の株式時価総額650億ユーロ以上、かつ3つ以上の加盟国でサービスを提供し、②EU域内月間平均利用者が4,500万人以上かつ年間ビジネスユーザー1万社以上の中核PFサービス（CPS）を提供するゲートキーパー（GK）に適用
  - 「中核PFサービス（CPS）」は、(a)オンライン媒介サービス、(b)オンライン検索エンジン、(c)オンラインソーシャルネットワークサービス、(d)ビデオ共有プラットフォームサービス、(e)メッセージングサービス、(f)オペレーティングシステム、(g)ウェブブラウザ、(h)仮想アシスタント、(i)クラウドコンピューティングサービス、(j)それらが提供する広告サービスからなる（2条2号）
- これらのゲートキーパー企業に対し、5-7条規定の「事前規制」を課す
- 2024年3月全面適用開始

# デジタル市場法：個人データ関連条項

- 5条2項：広告目的でのCPS利用第三者サービス由来の個人データ処理、GK提供サービス間・第三者サービスとの個人データ統合、GK提供サービス間での個人データ相互利用、個人データ統合のためのGK提供他サービスへのサインイン要請は、原則GDPR上の同意がある場合のみ
- 6条9項：エンドユーザー提供・生成データのポータビリティ
- 15条（監査の義務）：CPSでの消費者プロファイリング技術に関する独立監査済み説明の当局への提供と、概要の一般公表

# AI法案と個人データ保護 (2024年2月EU理事会採択テキスト)

- 5条：禁止されるAI慣行
  - 1項(a)：判断能力に著しい影響を与えるサブリミナル技法や操作的・欺瞞的技法
  - 1項(b)：年齢、障害、特定の社会的・経済的状况に起因する脆弱性の悪用
  - 1項(ba)：特別カテゴリーデータを推測するための生体識別データの利用
- III章：ハイリスクAIシステム
  - 教育、職業訓練、雇用、労働管理、融資等に関わる、主としてプロファイリングに起因するリスク軽減を念頭に置いた要求事項（データガバナンス、人間の監視等）



# いくつかの論点

- GDPR適用開始以降の同意や情報提供の規範具体化の参照
- 青少年や脆弱な個人の保護、要配慮個人情報
- ダークパターンへの対応
- サービスの性質やユーザー数による区分可能性
- プロファイリングやAIの位置付け